

議案第27号

木曾広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について

木曾広域連合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出
木曾広域連合長 向井裕明

令和7年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 永井嘉男

木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合火災予防条例（平成11年木曽広域連合条例第39号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p> 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p> 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p> 第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p> 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p> 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p> <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8—第29条の9）</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p> 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p> 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p> 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p> 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p> 第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p> 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p> 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p> 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p> 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p>

第3節 基準の特例（第34条の3）

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第35条—第39条）

第6章 避難管理（第40条—第47条の3）

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第47条の4—第47条の5）

第6章の3 違反対象物に係る公表制度（第47条の6）

第7章 雑則（第48条—第53条）

第8章 罰則（第54条・第55条）

附則

第1条～第11条の2（略）

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条（略）

2（略）

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第16号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4及び5（略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて木曾広域連合長（以下「広域連合長」という。）が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6)（略）

第3節 基準の特例（第34条の3）

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第35条—第39条）

第6章 避難管理（第40条—第47条の3）

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第47条の4—第47条の5）

第6章の3 違反対象物に係る公表制度（第47条の6）

第7章 雑則（第48条—第53条）

第8章 罰則（第54条・第55条）

附則

第1条～第11条の2（略）

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条（略）

2（略）

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第16号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4及び5（略）

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報_____

_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて木曾広域連合長_____が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6)（略）

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 広域連合長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、木曾広域連合の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 広域連合長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 広域連合長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第3条から第31条の8まで（第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の

2 新規対象のうち、新条例第31条の4 _____
_____又は第31条の5第2項
第1号から第4号まで若しくは第5号（計
量口の直下のタンクの底板にその損傷を
防止するための措置を講ずることとする
部分に限る。）に定める基準に適合しない
ものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の
基準については、これらの規定は、当該新
規対象が次に掲げる基準の全_____てに適合
し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地
下タンクにあっては、タンクが鋼板その他
の金属板又はガラス繊維強化プラスチッ
ク）で造られている場合に限り、適用しな
い。

(1)及び(2) (略)

3 新規対象のうち、新条例第31条の2第2
項第9号又は第31条の3 _____若
しくは第31条の3の2第3号（適当な傾斜
をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限
る。）に定める基準に適合しないものの貯
蔵及び取扱いに係る技術上の基準につい
ては、これらの規定は、当該新規対象が前
項第2号に掲げる基準に適合している場
合に限り、適用しない。

4 新規対象のうち、新条例第31条の4第2
項第10号に定める基準に適合しないもの
の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準に
ついては _____、当該新規対象が
第2項第2号に掲げる基準に適合してい
る場合に限り、平成5年11月22日までの間
は、適用しない。

5 新規対象のうち、新条例第31条の3第2
項第2号又は第2項第1号、第2号若しく
は第3号（床は危険物が浸透しない構造と
する部分に限る。）に定める基準に適合し
ないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上
の基準については _____、当該
新規対象が第2項第2号に掲げる基準に
適合している場合に限り、平成4年5月22
日までの間は、適用しない。

6 新規対象のうち、新条例第31条の3の2

2 新規対象のうち、新条例第31条の4第1
号若しくは第12号又は第31条の5 _____
第1号から第4号まで若しくは第5号（計
量口の直下のタンクの底板にその損傷を
防止するための措置を講ずることとする
部分に限る。）に定める基準に適合しない
ものの貯蔵及び取扱いにかかる技術上の
基準については、これらの規定は、当該新
規対象が次に掲げる基準のすべてに適合
し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地
下タンクにあっては、タンクが鋼板その他
の金属板又はガラス繊維強化プラスチッ
ク）で造られている場合に限り、適用しな
い。

(1)及び(2) (略)

3 新規対象のうち、新条例第31条の2 _____
第9号又は第31条の3第1項第1号若
しくは第2項 _____第3号（適当な傾斜
をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限
る。）に定める基準に適合しないものの貯
蔵及び取扱いに係る技術上の基準につい
ては、これらの規定は、当該新規対象が前
項第2号に掲げる基準に適合している場
合に限り、適用しない。

4 新規対象のうち、新条例第31条の4 _____
第10号に定める基準に適合しないもの
の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準に
ついては、同号の規定は、当該新規対象が
第2項第2号に掲げる基準に適合してい
る場合に限り、平成5年11月22日までの間
は、適用しない。

5 新規対象のうち、新条例第31条の3第1
項第2号又は第2項第1号、第2号若しく
は第3号（床は危険物が浸透しない構造と
する部分に限る。）に定める基準に適合し
ないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上
の基準については、これらの規定は、当該
新規対象が第2項第2号に掲げる基準に
適合している場合に限り、平成4年5月22
日までの間は、適用しない。

6 新規対象のうち、新条例第31条の3第2

第4号、第31条の5第2項第7号又は第31条の6第2号、第31条の6第2項第4号から第9号まで_____に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については_____、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

7 既存対象のうち、新条例第31条の2第2項第9号、第31条の3_____若しくは第2項第2号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号若しくは第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

8 既存対象のうち、新条例第31条の4第2項第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については_____、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成5年11月22日までの間は、なお従前の例による。

9 既存対象のうち、新条例第31条の3第1項_____又は第2項第1号若しくは第2号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ

第4号、第31条の5_____第7号又は第31条の6第2号、_____第4号から第9号まで若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

7 既存対象のうち、新条例第31条の2_____第9号、第31条の3第1項第1号若しくは第2項第3号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号若しくは第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

8 既存対象のうち、新条例第31条の4_____第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成5年11月22日までの間は、なお従前の例による。

9 既存対象のうち、新条例第31条の3第1項第2号又は第2項第1号若しくは第3号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ

れ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

10 既存対象のうち、新条例第31条の3の2第4号、第31条の5第2項第7号又は第31条の6第2項第9号_____に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

11 既存対象のうち、新条例第31条の2第1項第3号、第7号若しくは第8号又は第31条の3の2第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成3年5月22日までの間は、なお従前の例による。

12 新条例第31条の2第16号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。
(指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第4条 (略)

2 新条例第33条第1項第1号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。

3 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年5月22日までの間は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第5号イ又はウに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定

れ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

10 既存対象のうち、新条例第31条の3第2項第4号、第31条の5_____第7号又は第31条の6_____第9号若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

11 既存対象のうち、新条例第31条の2_____第3号、第7号若しくは第8号又は第31条の3第2項第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成3年5月22日までの間は、なお従前の例による。

12 新条例第31条の2第19号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。
(指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第4条 (略)

2 新条例第33条第1項第3号イの規定による表示は、平成3年5月22日までの間は、同号の規定によらないことができる。

3 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年5月22日までの間は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第7号イ又はウに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定

は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第27号 木曾広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

火災予防条例（例）の一部改正（令和7年8月29日付消防庁次長通知）に基づき、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

火災予防条例上の火災に関する警報の法根拠を加え、火災に関する警報発令中における、屋内での裸火の使用に係る制限を削除する。（第29条関係）

(2) 林野火災の予防に関する事項

ア 林野火災に関する注意報を発令すること、及び同注意報が解除されるまでの間、木曾広域連合の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないことを加える。（第29条の8関係）

イ 林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することを加える。（第29条の9関係）

(3) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為にたき火を含むこと、及び届出の対象となる期間及び区域を指定することを加える。（第50条関係）

(4) 文言の修正（第12条、第29条、第33条、第34条、第53条、附則第3条及び第4条）

3 施行期日

令和8年1月1日